

平成25年3月5日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課 御中

一般社団法人 信託協会
年金専門委員会

パブリックコメントへの意見（「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」（通知）の一部改正）について

平成25年2月13日付で意見募集のあった「「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」（通知）の一部改正について」に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」（通知）の一部改正について」に対する意見

No.	該当箇所	内 容
1	（分散投資に関する通知を受けるための体制整備） 1つ目の「○」	「総資産額」は、「総資産額を示す資料」を交付する際に把握している直近の総資産額であるという認識で良いか。
2	（分散投資に関する通知を受けるための体制整備） 3つ目の「○」 4つ目の「○」	<p>金融庁の監督指針(※1)を踏まえ、分散投資義務違反の恐れに関する通知を行った運用受託機関が、分散投資義務違反の恐れが解消されないと判断した場合は、基金との契約の締結を拒絶(既契約の解約を含む)しても厚生年金保険法第130条の2(※2)に抵触するものではないと認識して良いか。</p> <p>(※1)『信託会社等に関する総合的な監督指針』 ～略～、厚生年金基金により分散投資義務が履行されていないおそれがあることを認識した場合に、当該厚生年金基金に対してその旨を通知するための適切な態勢が整備されているか。また、当該通知を行ったにもかかわらず、なお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合において、～略～、最終的に年金信託契約の受託者を辞任することを含めて検討を行う等、当該厚生年金基金が分散投資義務を履行することを確保するための必要な方策を講じることとしているか。</p> <p>(※2)『厚生年金保険法第130条の2』 （年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約） 第130条の2 ～略～ 3 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は金融商品取引業者は、正当な理由がある場合を除き、前2項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。</p>

以上